

新型コロナウイルス感染症に関する県内4大学と愛知県との 連携と協力に関する協定書

2020年初頭の国内における新型コロナウイルス感染症患者の確認以降、増減はあるものの、新規感染者は依然として発生し続けている。とりわけ冬季は、インフルエンザの同時流行も懸念されるところであるが、感染拡大の防止を図り、県民の生命・健康を守るためには、これまで相互に連携・協力を進めてきた医学部及び病院を有する県内の4大学と愛知県が、県内の医療提供体制、検査体制及び調査研究等において、より一層連携・協力を強化することが強く求められる。

このため、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学、公立大学法人名古屋市立大学、学校法人藤田学園藤田医科大学及び学校法人愛知医科大学（以下「県内4大学」という。）並びに愛知県は、新型コロナウイルス感染症に関する相互の連携・協力を推進し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県内4大学及び愛知県が相互に連携・協力して新型コロナウイルス感染症の克服を図り、県民の生命・健康を守ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 県内4大学は、前条の目的を達成するため、それぞれの大学医学部及び大学病院において、愛知県を含めた五者と次の事項について相互に連携し協力する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制及び検査体制の強化充実に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する調査研究に関すること。
- (3) その他新型コロナウイルス感染症対策に関し必要な事項に関すること。

（協定の見直し）

第3条 県内4大学又は愛知県のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項等が生じた場合は、県内4大学及び愛知県が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各自その1通を保有する。

2020年11月15日

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 総長

松尾 清一

公立大学法人名古屋市立大学 理事長

部 健二郎

学校法人藤田学園 理事長

星 良清隆

学校法人愛知医科大学 理事長

祖父江 元

愛知県知事

大村 秀章